



# 山形県公報

令和4年10月14日(金)  
第346号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……985
- 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程……………(コロナ収束総合企画課) ……同
- 地域森林計画の案の縦覧……………(森林ノミクス推進課) ……986
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………(同) ……同

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(やまがた幸せデジタル推進課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……988
- 同……………(警察本部) ……同
- 令和3年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(監査委員) ……989

## 告 示

### 山形県告示第787号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あじさい	あじさいの家 西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1	通 所 介 護	令和4.9.20

### 山形県告示第788号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程(昭和37年2月県告示第127号)の一部を次のように改正する。  
別表算定基準の項第2号中「505円」を「506円」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和4年度分以後の補助金について適用する。

**山形県告示第789号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 森林計画区の名称

庄内森林計画区

## 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内総合支庁産業経済部森林整備課

(2) 期間 令和4年10月14日から同年11月14日まで

## 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**山形県告示第790号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 森林計画区の名称

(1) 最上村山森林計画区

(2) 置賜森林計画区

## 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 農林水産部森林ノミクス推進課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課

(2) 期間 令和4年10月14日から同年11月14日まで

## 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

**監査委員関係****山形県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月14日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎

山形県監査委員 星 川 純 一

山形県監査委員 松 田 義 彦

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

## 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

渡部 淳一 神奈川県川崎市宮前区犬蔵二丁目3番53-5号

## 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコン用オフィスソフトウェアライセンスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政

令第372号) 第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム(15階)
- (2) 日時 令和4年11月24日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 パソコン用オフィスソフトウェアライセンス 3,436ライセンス
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される令和5年1月1日から令和9年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち令和5年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち同年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(令和4年1月25日付け県公報第275号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課基幹  
ネット担当 電話番号023(630)3198

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限

る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年10月28日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課基幹ネット担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Office software licenses for personal computers:3,436 licenses

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 24, 2022

(3) Contact point for the notice: Yamagata Happy Digital Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3198

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

路面清掃車 1台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8185

3 落札者を決定した日 令和4年8月31日

4 落札者の名称及び所在地

東武機器株式会社 宮城県仙台市青葉区落合一丁目14番16号

5 落札金額 44,660,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和4年7月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

遠隔バックアップシステム機器の賃貸借及び保守サービスの調達 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和4年9月1日

4 落札者の名称及び所在地

NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号

- 5 落札金額 2,209,878円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年7月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年7月から同年8月までに実施した令和3年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月14日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

- 1 監査の基準  
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- 2 監査の種類  
財政的援助団体等監査
- 3 監査の対象  
 (1) 監査対象団体 山形県公立大学法人等 9法人  
 (2) 監査対象期間 令和3年度
- 4 監査の着眼点  
監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
- 5 監査の実施内容  
監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、関係書類等を照合確認するなどの方法により監査を実施した。
- 6 監査の結果  
監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、以上のとおり監査した限りにおいて、適正に行われているものと認められた。監査対象の団体ごとの監査結果は次のとおりである。  
 (1) 山形県公立大学法人  
 監査実施年月日 令和4年8月25日  
 担当監査委員 星川 純一、松田 義彦  
 イ 監査事項  
 (イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
2,053,160,000円	基本財産の現在額 2,053,160,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

- (2) 公立大学法人山形県立保健医療大学  
 監査実施年月日 令和4年8月25日  
 担当監査委員 星川 純一、松田 義彦  
 イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
2,941,881,000円	基本財産の現在額 2,941,881,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(3) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 令和4年8月25日  
 担当監査委員 星川 純一、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
11,527,033,307円	基本財産の現在額 19,624,389,029円 県の出資割合 58.7%	地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(4) 公益財団法人山形県企業振興公社

監査実施年月日 令和4年8月25日  
 担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
158,080,000円	基本財産の現在額 293,110,000円 県の出資割合 53.9%	中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与する。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	損失補償対象額	補償期間	補助等の目的
中小企業再生支援資金 （損失補償）	1,520,925円	平成16年6月21日 ～ 令和3年10月31日	中小企業再生支援資金に要する借入金を補償する。
中小企業再生支援資金 （損失補償）	2,247,022円	平成16年6月21日 ～ 令和3年5月18日	中小企業再生支援資金に要する借入金を補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(5) 山形県信用保証協会

監査実施年月日 令和4年7月28日  
 担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助金等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県信用保証協会保証料補給補助金	—	1,082,922,000円	中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図る。
山形県信用保証協会保証料補給特別補助金	388,000円	271,000円	中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図る。

補助等の名称	損失補償対象額	補償期間	補助等の目的
中小企業再生支援資金（損失補償）	1,410,832円	平成17年5月6日 ～ 令和5年2月28日	中小企業再生支援資金に要する借入金を補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(6) 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 令和4年8月25日  
 担当監査委員 森谷 仙一郎、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
827,275,958円	基本財産の現在額 1,833,243,108円 県の出資割合 45.1%	農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	損失補償対象額	補償期間	補助等の目的
担い手支援資金（損失補償）	39,394,000円	令和3年5月17日 ～ 令和6年3月23日	農地中間管理事業に要する借入金を補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(7) 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

監査実施年月日 令和4年7月8日

担当監査委員 海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
1,759,116,946円	基本財産の現在額 2,652,323,122円 県の出資割合 66.3%	森林の適切な整備に関する事業及び緑化の推進に関する事業等を行うことにより、水源のかん養・県土の保全・温暖化防止等森林の公益的機能の高度発揮による県民の生活環境の保全、県民生活に必要な木材の安定供給、林業生産性の向上、林業担い手の労働環境及び雇用の改善、県民総参加による緑化の促進を図り、もって潤いのある県土づくりと農山村経済の振興等に寄与する。

(ロ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和3年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県県民の森	38,042,000円	令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日	山形県県民の森の施設、設備の維持管理及び運営に関する事。
山形県源流の森	44,401,630円	令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日	山形県源流の森の施設、設備の維持管理及び運営に関する事。

(ハ) 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

借入金名	借入金残高	保証期間	借入金の使途
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構事業資金	23,063,971,845円	昭和42年10月25日 ～ 令和66年3月31日	機構が植林、保育及び伐採等に関する事。

(ニ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県森林施業支援事業費補助金	87,478,600円	70,133,000円	民有林における森林資源の培養と保全を図り、もって森林の公益的、経済的機能を拡充する。
山形県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費補助金	80,621,200円	48,272,020円	合板・製材・集成材等の木材製品の競争力を高める。
山形県林業イノベーション推進総合対策交付金	1,660,872円	1,000,000円	森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体に林業の経営・管理を集積・集約するとともに、生産・加工・流通コストの一体的な削減を図る。



山形県森林整備活性化資金利子補給補助金	25,439,459円	25,439,459円	先進的な林業地域の整備を図るため、借入金利子の一部に対し補助する。
やまがた森林と緑の推進機構運営費補助金	4,052,162円	3,326,000円	森林の整備や都市・農山村の緑化及び林業従事者の確保・育成を図るとともに、森林・林業に対する県民の理解を深める。
山形県林業雇用改善促進事業費補助金	2,704,777円	2,704,777円	林業事業者の雇用や労働環境の改善を図る。
山形県高性能林業機械トライアル支援事業費補助金	18,998,863円	18,998,863円	効率的かつ低コストな施業方法の確立と意欲と能力のある林業経営者の育成を図る。

補助等の名称	借入金残高	補償期間	補助等の目的
森林整備活性化資金（損失補償）	1,278,585,150円	16年～30年	分収林事業に要する借入金（無利子）を補償する。
林業基盤整備（造林）資金（損失補償）	4,454,411,000円	20年～55年	分収林事業に要する借入金（有利子）を補償する。
施業転換資金（損失補償）	705,627,547円	19年～35年	保育基準、施業工程の見直しなど施業の転換に要する借入金を補償する。
利用間伐推進資金（損失補償）	109,260,000円	14年～16年	森林整備（植林、保育及び伐採等）に要する借入金を補償する。
借換資金（損失補償）	1,730,942,268円	38年	森林整備活性化資金として借り入れた資金のうち、借り換えた資金について補償する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(8) 山形県土地開発公社

監査実施年月日 令和4年7月15日

担当監査委員 松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
30,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 100%	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(9) 山形県道路公社

監査実施年月日 令和4年7月15日

担当監査委員 松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
366,000,000円	基本財産の現在額 366,000,000円 県の出資割合 100%	山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

(ロ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

負担金の名称	負担金の金額	負担金の目的
地方公共団体負担金	297,940円	地方職員共済組合の組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、地方公務員等共済組合法第113条第4項第2号に基づき、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金の一部を負担する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし